

吸収分割に関する事後開示書類

(会社法第 791 条第 1 項第 1 号、会社法第 801 条第 3 項第 2 号及び
会社法施行規則第 189 条に基づく書面)

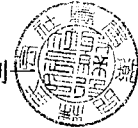
2020 年 7 月 1 日

(分割会社)

東京都中央区日本橋本町三丁目 4 番 1 号

鳥居薬品株式会社

代表取締役社長 松田 剛



(承継会社)

千葉県佐倉市太田字寺ノ作 2183 番 1

岩城製薬佐倉工場株式会社

代表取締役工場長 小泉 裕一



鳥居薬品株式会社（以下「分割会社」といいます。）と岩城製薬佐倉工場株式会社（以下「承継会社」といいます。）は、2020 年 5 月 14 日付で締結した吸収分割契約（その後の変更を含み、以下「本分割契約」といいます。）に基づき、2020 年 7 月 1 日を効力発生日として、本分割契約に定める分割会社の権利義務を承継会社が承継する吸収分割（以下「本件分割」といいます。）を行いました。

本件分割について、会社法第 791 条第 1 項第 1 号、会社法第 801 条第 3 項第 2 号及び会社法施行規則第 189 条に定める事項は、下記のとおりです。

記

1. 吸収分割が効力を生じた日

2020 年 7 月 1 日

2. 分割会社における会社法第 784 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過並びに会社法第 785 条、第 787 条及び第 789 条の規定による手続の経過

(1) 会社法第 784 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過

本件分割は、会社法第 784 条の 2 但書の規定に該当し、分割会社の株主には、会社法第 784 条の 2 の規定による請求権はありません。

(2) 会社法第 785 条の規定による手続の経過

分割会社は、会社法第 784 条第 2 項に基づき株主総会の承認決議を経ずに本件分割を実施したため、会社法第 785 条第 1 項第 2 号に該当し、反対株主の株式買収請求権は生じません。

- (3) 会社法第 787 条の規定による手続の経過
分割会社は、会社法 787 条第 3 項 2 号に定める新株予約権を発行していないため、新株予約権の買取請求権は生じません。
 - (4) 会社法第 789 条の規定による手続の経過
分割会社は、会社法第 789 条第 2 項及び第 3 項に基づき、2020 年 5 月 22 日付の官報及び同日付の電子公告において、債権者に対し異議申述をすることができる旨の公告を行いました。申述期限までに同条第 1 項に従い異議を述べた債権者は存在しませんでした。
3. 承継会社における会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過並びに会社法第 797 条及び第 799 条の規定による手続の経過
- (1) 会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過
会社法第 796 条の 2 の規定に基づき、承継会社に対して本件分割をやめることの請求をした株主は存在しませんでした。
 - (2) 会社法第 797 条の規定による手続の経過
承継会社には会社法第 796 条第 1 項本文に規定する特別支配会社である分割会社以外の株主はいませんでしたので、承継会社は会社法第 797 条の規定による手続を行っておりません。
 - (3) 会社法第 799 条の規定による手続の経過
承継会社は、会社法第 799 条第 2 項の規定に基づき、2020 年 5 月 22 日付の官報において、債権者に対し異議申述をすることができる旨の公告を行いました。申述期限までに同条第 1 項に従い異議を述べた債権者は存在しませんでした。なお、承継会社に知れている債権者は存在しませんでしたので、個別催告は行っておりません。
4. 吸収分割により承継会社が分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項
承継会社は、本件分割が効力を生じた日である 2020 年 7 月 1 日をもって、分割会社から、本分割契約に定める分割会社の権利義務を承継しました。承継会社が本件分割によって承継した資産の額及び負債の額は、それぞれ 1,618 百万円及び 107 百万円（いずれも概算値）です。
5. 会社法第 923 条の変更の登記をした日
2020 年 7 月 1 日
6. その他吸収分割に関する重要な事項
該当事項はありません。

以上